

ペアレントトレーニング実践研修事業仕様書

1 目的

発達障がい児・者の保護者等が子どもの行動特性を理解し、子どもへの効果的な褒め方や指示の出し方など適切な関わり方を学ぶ「ペアレントトレーニング」の技法の普及に当たり、県内の保育士や保健師等、発達障がい児・者及びその保護者等への支援に従事する職員が「ペアレントトレーニング」の技法を身につけ、保護者等へ適切な支援ができる体制の構築を図る。

2 実施主体

県内に主たる事務所を有し、過去に「ペアレントトレーニング」の研修にかかる活動実績のある団体。

3 事業実施地域

岩手県内とする。

4 実施期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

5 委託事業の内容

県内の保育士や保健師等、発達障がい児及びその保護者への支援に従事する職員が、発達障がい児・者の保護者等に対して「ペアレントトレーニング」を実施できるよう、「ペアレントトレーニング実践研修」を開催する。研修は2回以上開催し、受講者が保護者等への支援を行う際の知識及び技法を身につけられるよう、講義及びロールプレイを導入した演習とすること。なお、開催にあたっては、開催地以外の圏域の職員も受講できるように配慮のこと。

6 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 危機管理への対応について
自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (2) 安全衛生管理について
本事業参加者の安全及び衛生管理には、十分に配慮すること。
- (3) 個人情報の管理について
本事業実施で得た個人情報は、岩手県個人情報保護条例等の規定により取り扱うこと。
- (4) 契約の変更について
仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じた時は、協議により契約の変更が行われることがあること。
- (5) 経費の使途について
岩手県から支払われる業務委託料を本事業実施に伴い発生する業務に係る経費以外の費用に充当しないこと。
- (6) 本事業の経理簿の保存について
本事業の経理簿を明瞭に作成する（他事業の会計区分と分ける）とともに、支払に要した書類等について、事業完了後5年間保存すること。
- (7) 事業完了時等について
事業完了時又は本事業が実施できなくなったときは、別に契約書に定める様式により実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 受託者が、事業の実施に当たり6の各号に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させることができる。
- (2) 実績報告書受領後に、前金払により受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は本事業により発生した収入があるときは、受託者に対し、その額を返還させるものとする。
- (3) 委託費の支給事由と同一の事由による各種助成金(国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。)、奨励金等の公的な補助との併給はできないものとする。